

平成30年度登録調査機関の立入検査結果について

那覇産業保安監督事務所 保安監督課

管内の登録調査機関に対し、電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 検査の目的

電気事業法第57条の2第1項の規定による調査業務の委託を受けている登録調査機関の行う調査業務及び調査方法が適切であるかどうかを確認する目的から、法第107条第6項の規定により立入検査を実施する。

2. 検査内容

- (1) 登録基準の適合状況
- (2) 規程類の整備状況
- (3) 組織及び運営
- (4) 法令に基づく報告、届出等の履行状況
- (5) 事業計画及び実績
- (6) 調査に必要な機械器具の配備と管理
- (7) 調査員の選任状況等
- (8) 調査業務の実施状況
- (9) 需要家からの問い合わせへの対応状況
- (10) 外注管理の状況

3. 立入検査結果

(1) 検査数

2事業所

(2) 検査結果（指摘・指示事項）

- ・立入検査を行った2事業所のうち1事業所において、定期調査について調査項目で記載された各項目が実施されているかどうかの記録が確認できない事案があるため、各項目の確認ができるように整備改善することを指示した。